

2021 年 2 月 1 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 八重口 敏行



2021年度 任意継続被保険者の標準報酬決定について

健康保険法第47条に基づき、任意継続被保険者の2021年度標準報酬月額は、
当組合の2020年9月30日現在の平均標準報酬月額が、
466,000円であることから、等級は第29級の470,000円、
若しくはその者の資格喪失時の等級いずれか低い等級で決定する。

以上